

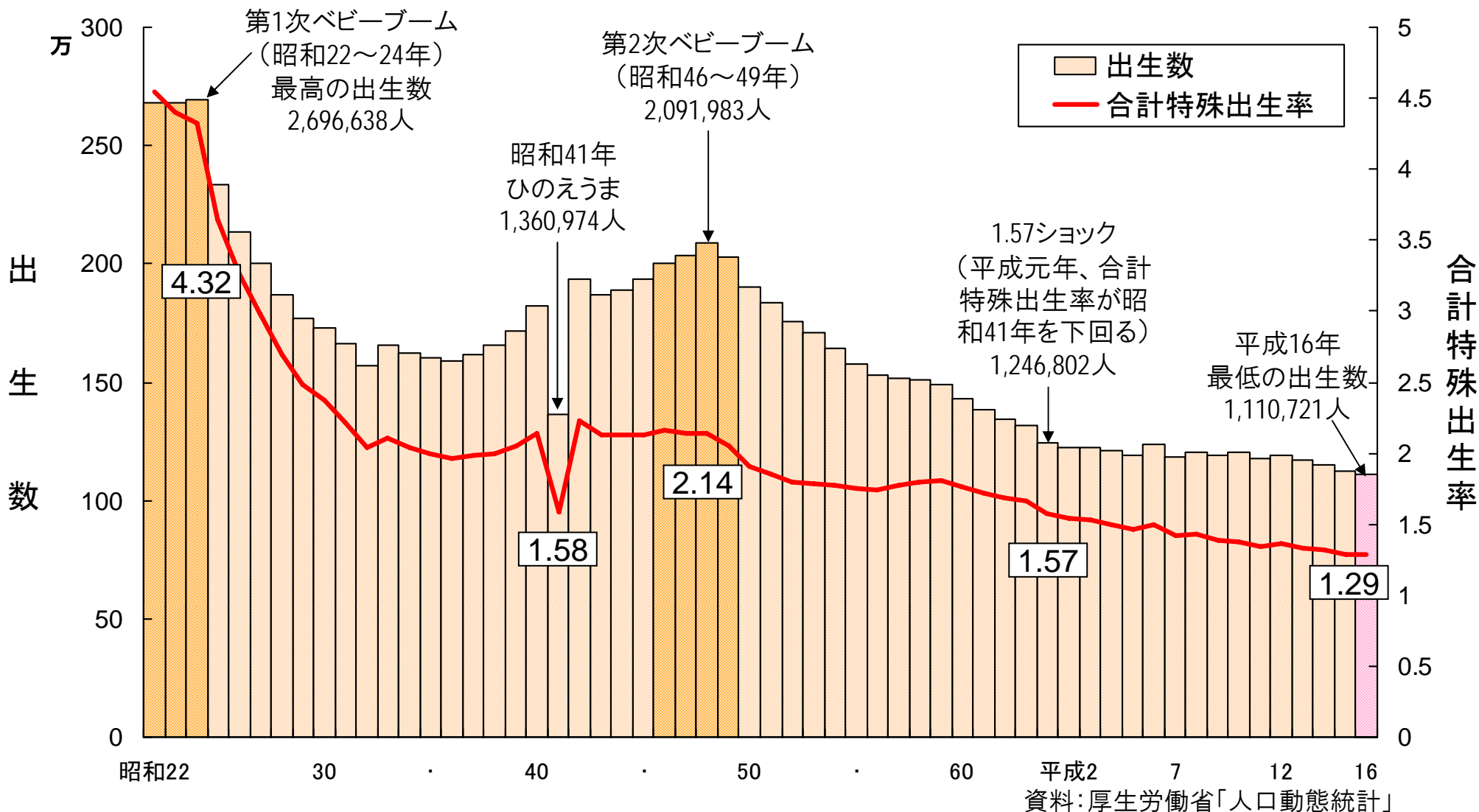
少子化対策について

平成18年1月18日

厚生労働省

少子化の現状

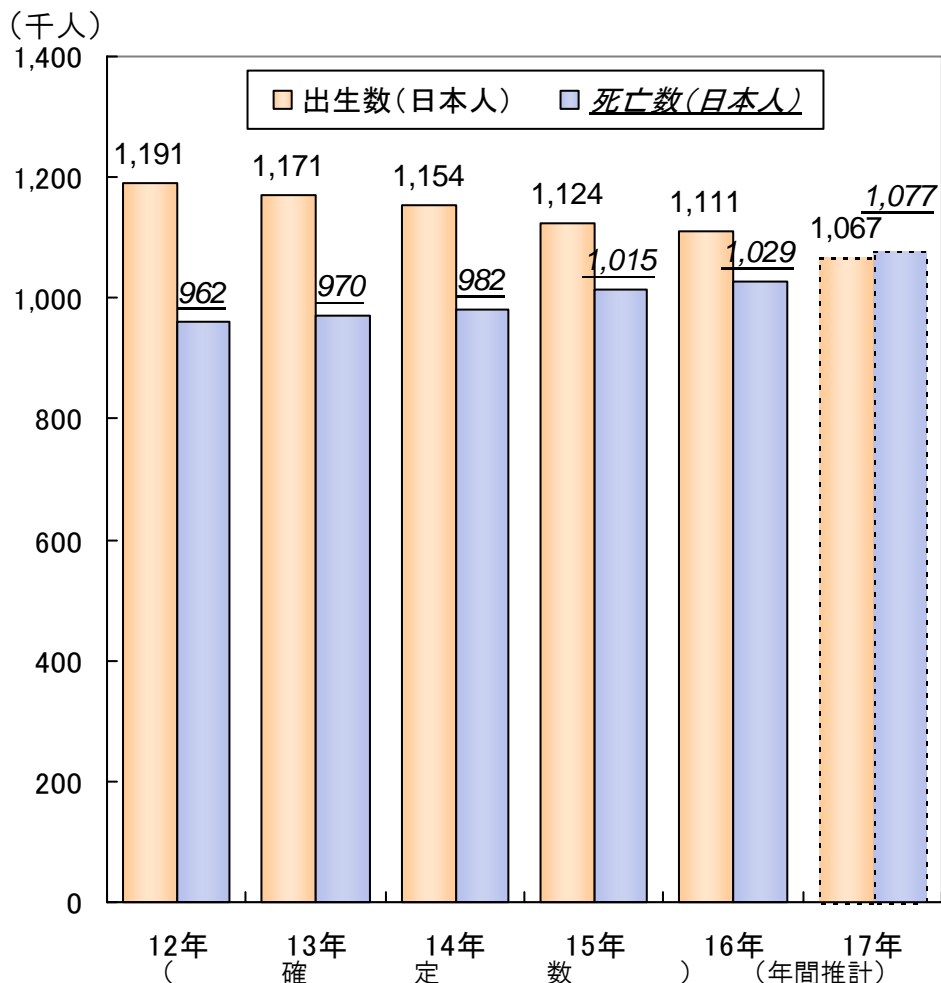
○ 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成16年の合計特殊出生率は、過去最低の水準を更新した平成15年と同率の1.29となった。



人口減少社会の到来

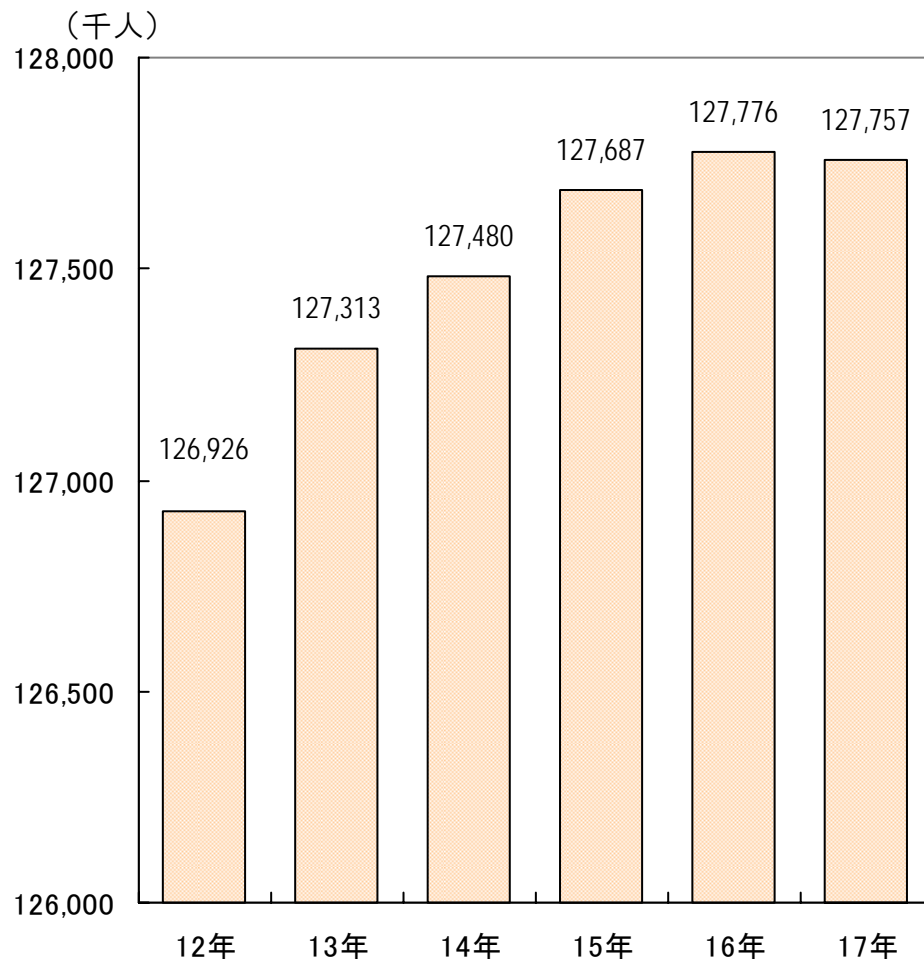
- 平成17年人口動態統計の年間推計では、明治32年以来初めて死亡数が出生数を上回り、自然増加数がマイナスとなった。
- 平成17年国勢調査(要計表をもとに集計した速報値)では、平成16年の推計人口に比べて2万人の減少となり、我が国の人口は減少局面に入りつつあるとみられる。

○人口動態統計による出生数、死亡数



資料:厚生労働省「平成17年人口動態統計の年間推計」

○国勢調査による総人口



資料:総務省「平成17年国勢調査(要計表による人口)」

少子化対策の流れ

- 平成15年に成立した「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」によって、各種の施策を総合的に推進する枠組みが整備。

平成15年7月

少子化社会対策基本法
(議員立法)の成立

次世代育成支援対策
推進法の成立

平成16年6月

少子化社会対策大綱の
策定(閣議決定)

地方公共団体、企業等
における行動計画の策定
(施行:平成17年4月)

○行動計画策定指針の策定
(平成15年8月)

○地方公共団体におけるニ
ーズ調査の実施

平成16年12月

「子ども・子育て応援プラン」の策定
(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画)

「子ども・子育て応援プラン」の概要

I 若者の自立とたくましい子どもの育ち

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

- 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進
- ジョブカフェにおける若年者向けの情報提供、カウンセリング、職業紹介等の一貫したサービスの提供
- 若年者試行(トライアル)雇用の積極的活用(常用雇用移行率80%を平成18年度までの目標とする)
- 日本版デュアルシステムの推進
- 日本学生支援機構奨学金事業の充実(基準を満たす希望者全員の貸与に向け努力)
- 学校における体験活動の充実(全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施)

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立[フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す]
- 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

II 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及(次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業)
- 育児休業の取得促進、子育て期間中の勤務時間短縮等の措置の普及促進、男性の子育て参加促進に向けた取組の推進
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正(長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少)
- 妊娠・出産等を理由とした不利益取り扱いの是正
- 再就職準備支援(再チャレンジサポートプログラム)、再就職援助の推進

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得 [育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

Ⅲ 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供(すべての施設で受入を推進)
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

Ⅳ 子育ての新たな支え合いと連帯

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

- 地域の子育て支援の拠点づくり(つどいの広場事業、地域子育て支援センター合わせて全国6,000か所での実施)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大)
- 家庭教育に関する学習機会や情報の提供の推進(全市町村で家庭教育に関する講座が開設)
- 児童虐待防止ネットワークの設置、乳児検診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況把握(全市町村)
- 育児支援家庭訪問事業(訪問による養育困難家庭への支援)の推進
- 小児救急医療体制の推進(小児救急医療圏404地区をすべてカバー)
- 小児科医師等の確保・養成(小児科医師の適正な配置、かかりつけ医を持っている子どもの割合を100%に)
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)
- 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

【目指すべき社会の姿[概ね10年後を展望](例)】

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる(子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある)
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 家庭教育に関する親の不安や負担感が軽減される[しつけや子育てに自信がないという親の割合が減る]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる
- 妊産婦や乳幼児連れの人が安心して外出できる[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

プランの策定・実施とともに講じてきた制度改正等

○次世代育成支援対策推進法の本格施行(平成17年4月)

- ※ ほとんどの地方公共団体(1県12市町村を除くすべての都道府県、市町村)と従業員301人以上の企業(全体の97.0%)で行動計画が策定

○育児・介護休業法の改正(平成17年4月施行)

- ※ 一定の範囲の期間雇用者に対象を拡大、保育所に入所できない場合など一定の場合育児休業期間を1歳6か月まで延長、子の看護休暇制度の創設等

○児童福祉法の改正(平成17年1月、4月施行)

- ※ 要保護児童に対する支援のネットワークの運営等児童相談に関し市町村が担う役割を法律上明確化し、児童相談体制を充実等

○「女性の再チャレンジ支援プラン」の策定(平成17年12月)

- ※ 地域におけるネットワークの構築等による再チャレンジ支援、学習・能力開発支援、再就職支援、起業支援を通じて、安心して子育てしながら再チャレンジできる社会の実現を目指す

○「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の改訂(平成18年1月)

- ※ フリーターの常用雇用化、ニートの自立化支援、体系的な人材育成の推進、若者と仕事との橋渡しの推進をポイントに対策を強化

○時短促進法の改正(平成18年4月施行)

- ※ 全労働者一律年間総実労働時間1800時間を目指す法律から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するための法律へと改正

平成18年度における次世代育成支援対策の取組

地方公共団体や企業の策定した行動計画に基づく取組の支援

地方公共団体

- 次世代育成支援対策交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金の充実によるハード、ソフト両面での支援
- 多様な保育サービスや放課後児童クラブの充実、小児科・産科医療体制の推進

企業(事業主)

- 育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主に対し5年に限り特別に手厚い助成の実施
- 育児・介護休業中の従業員の職業能力開発の取組等を行う事業主への助成措置の拡充

経済的支援の拡充

児童手当の拡充

- 支給対象年齢の拡大(小3まで→小6まで)、所得制限緩和による支給率の拡大(おおむね90%に)(18年4月から)
※ 三位一体改革に伴い、公費負担分に対する国庫負担割合を2/3から1/3に変更

出産・乳幼児医療

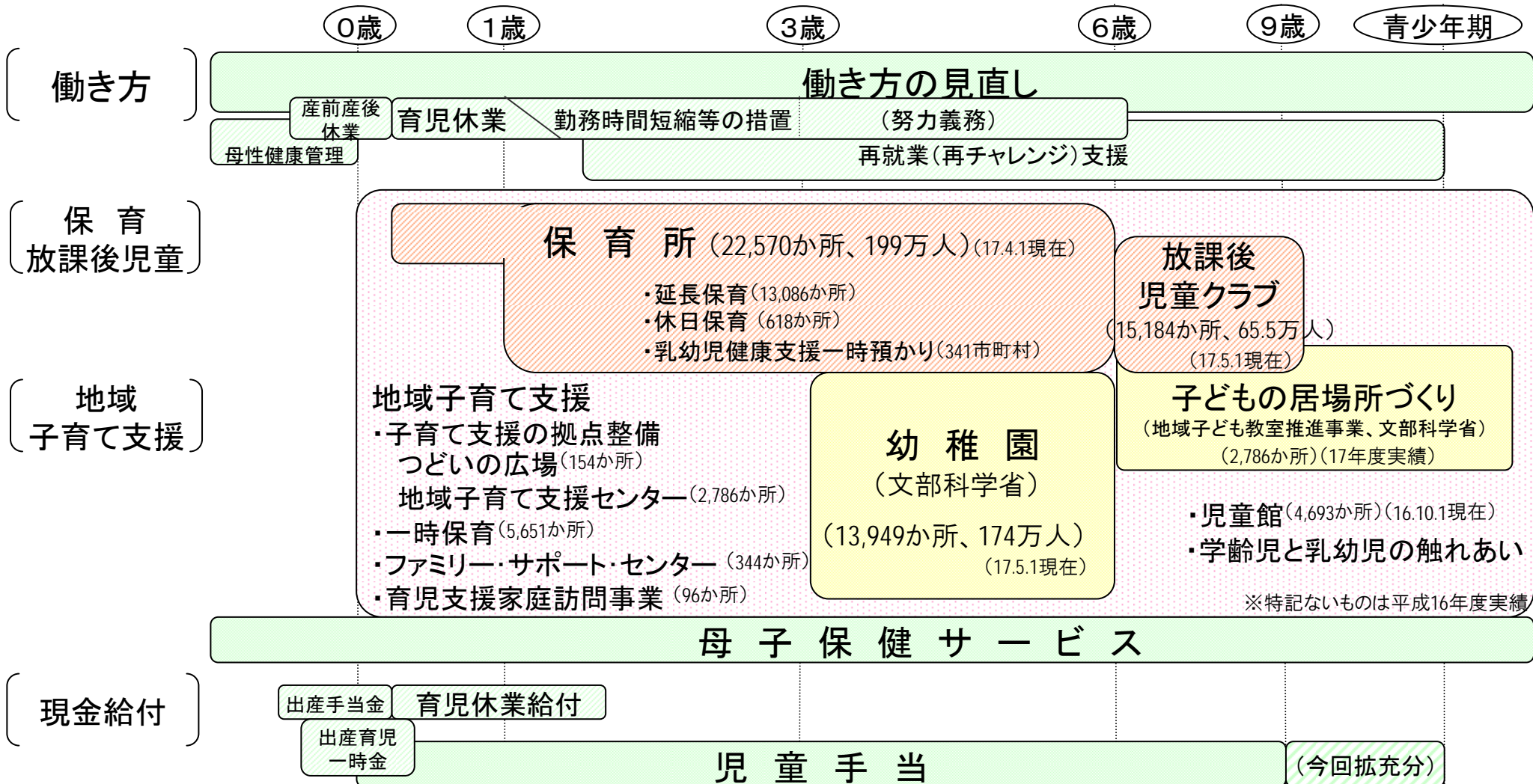
- 出産育児一時金の引上げ(30万円→35万円)(18年10月から)
- 乳幼児に対する自己負担軽減措置(2割負担)の対象者の拡大(3歳未満→義務教育就学前)(平成20年目途)
- 不妊治療に対する支援の拡大(1年度10万円・通算2年→通算5年)

子育てする女性の再就職・再就業支援

- マザーズハローワーク(仮称)を新設し、子ども連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援
- 女性の起業支援(情報提供、子育て女性への助成制度等)

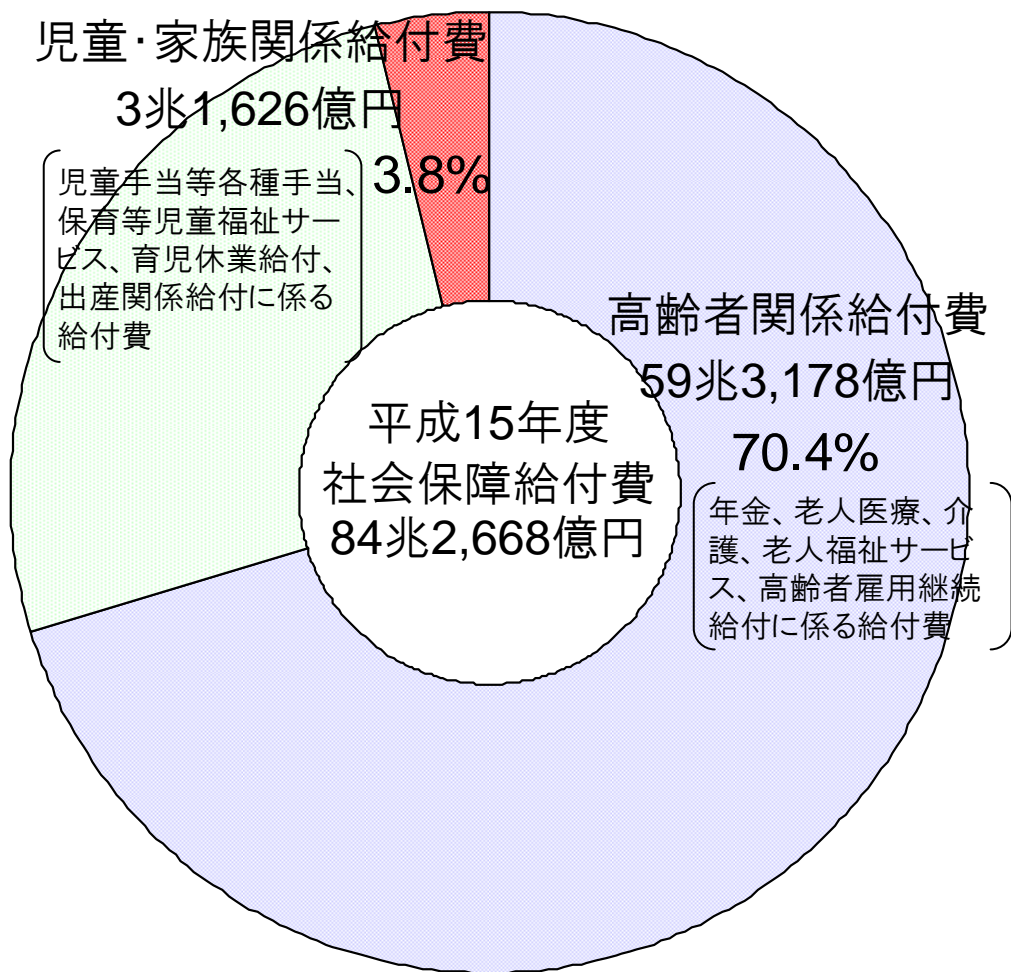
次世代育成支援対策の現状と課題

- 現状では、「産休・育休がとりづらい」、「待機児童が多く保育所に入所できず、職場復帰できない」、「子育ての悩みを受け止めてくれる人が近くにいない」、「小学校に上がると保育所の時のようなサポートがなくなって、両立が難しくなった」など、様々な取組が十分につながっていない。
- 各種施策の充実を図るとともに、それらが一部の地域の取組、企業の取組にとどまらず、あらゆる職場、地域を通じたものとなり、取組がつながることが重要。



児童・家族関係の社会保障給付

○社会保障給付費の中での児童・家族関係の給付費の割合

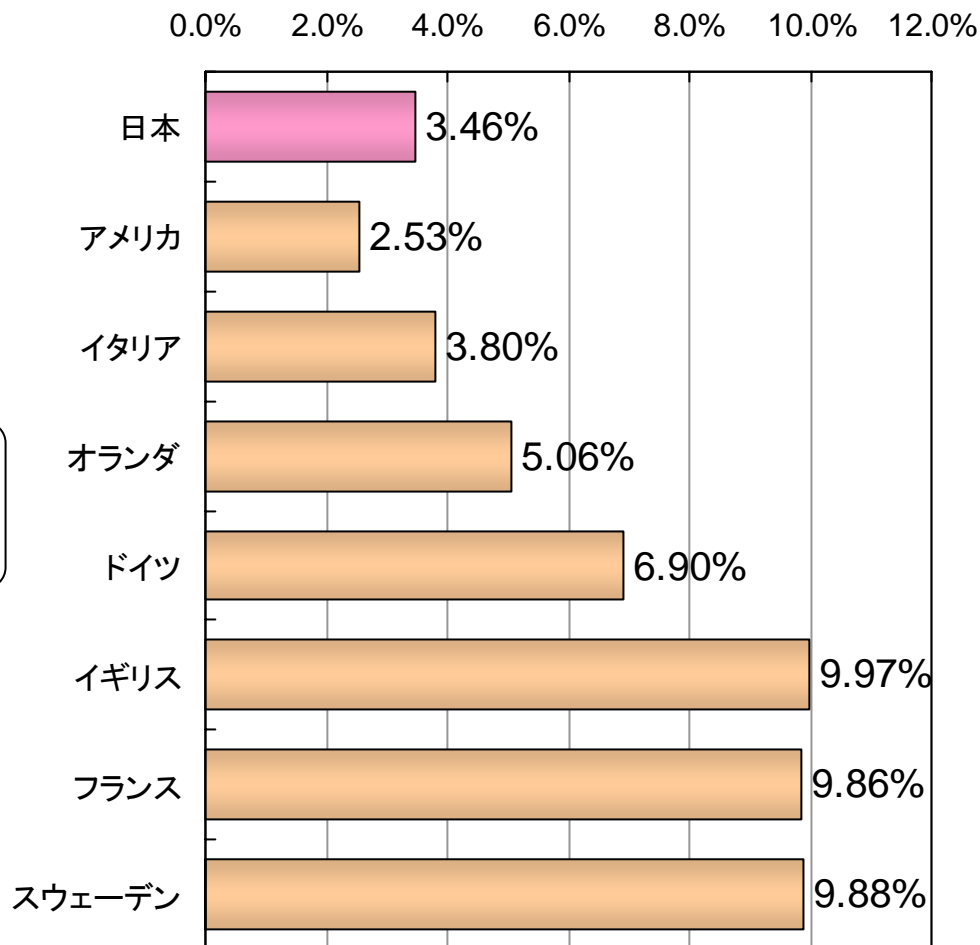


（注）平成13年度	高年齢者関係給付費	55兆9,517億円(68.7%)
	児童・家族関係給付費	3兆 133億円(3.7%)
平成14年度	高年齢者関係給付費	58兆4,379億円(69.9%)
	児童・家族関係給付費	3兆1,513億円(3.8%)

資料：社会保障・人口問題研究所「平成15年度社会保障給付費」

○OECD基準による社会支出のうち、家族分野への支出割合の国際比較（2001年）

〔家族関係の給付の社会保障関連給付全体に対する割合〕



（注）家族関係の給付とは、出産や育児に伴う給付、児童養育家庭に対する給付（児童手当等）、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用など

資料：OECD "Social Expenditure Database 2004"

今後の少子化対策に必要な視点

家族政策と出生率に関するこれまでの研究成果をレビューしたOECDの報告では、様々な研究のレビューから普遍化できる点として、以下の点があげられている。

Sleebos,S(2003) "Low Fertility in OECD Countries: Facts and Policy Responses",OECD Social, Employment and Migration Working Paper

《OECD報告書の内容》

【施策の一貫性・継続性】

- 対策の効果は長期的にのみ明らかになる。そのため、あとでひっくり返るかもしれない大きな出生促進策を突然導入するよりも、長期的に一貫した対策をとることが重要。

【総合的なアプローチ】

- 手法のいくつかを結びつけることが最も効果的なアプローチである。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ 若い世代にとって将来の見通しを描くことのできる継続的な息の長い取組
- ・ 長期的な人口減少のトレンドの中で一貫して取り組んでいける対策

- ・ 子育て支援サービスと、仕事と家庭のバランスをとるための措置
- ・ 現金給付施策と、子育て支援サービスの基盤整備
- ・ 子育ての直接的な費用を軽減する施策と、子育ての機会費用を少なくする施策
- ・ 子どもの発育や家庭の状況に応じた切れ目のない支援

《OECD報告書の内容》

【社会全体に支持・合意された包括的な取組】

- 対策が、社会全体で支持されている場合に比べて、個人や夫婦にだけ関係している場合には、成果を上げにくい。数多くのアドホックな政策介入よりも、社会の様々な分野に影響を与える包括的な政策のセットの方が成功に近い。

【対策が出生率の変動に 直結するとは考えない】

- ある対策を講じたことによって出生促進効果があらわれるという過度な期待を抱いてはいけない。費用効果的な政策介入の構想を導くには、政策効果や政策の相互関係についての知見が限られている。

《報告書の内容を我が国の現状に照らして見たときに課題と考えられる点》

- ・ すべての子どもと子育て家庭に対する支援の必要性、ワーク・ライフ・バランスの確保、男性の育児への参加等についての国民的な合意と、その合意に裏付けられた様々な主体を動員した包括的な施策展開